

適合判定等の手数料に関するお知らせ

「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」が公布(平成27年7月8日)され、規制措置は平成29年4月1日に施行となりました。所沢市では、「所沢市建築・開発手数料条例(別表第9)」で以下のとおり手数料を定めています。

(1) 建築物エネルギー消費性能適合判定

区分	申請手数料	
	基準省令第1条第1項第1号イに定める基準に適合するもの(標準入力法) [円]	基準省令第1条第1項第1号ロに定める基準に適合するもの(モデル建物法) [円]
300m ² 未満のもの	267,000	102,000
300m ² 以上2,000m ² 未満のもの	432,000	171,000
2,000m ² 以上5,000m ² 未満のもの	616,000	277,000
5,000m ² 以上10,000m ² 未満のもの	759,000	362,000
10,000m ² 以上25,000m ² 未満のもの	898,000	435,000
25,000m ² 以上のもの	1,024,000	510,000

(2) 建築物エネルギー消費性能適合判定の変更

区分	申請手数料	
	基準省令第1条第1項第1号イに定める基準に適合するもの(標準入力法) [円]	基準省令第1条第1項第1号ロに定める基準に適合するもの(モデル建物法) [円]
300m ² 未満のもの	133,500	51,000
300m ² 以上2,000m ² 未満のもの	216,000	85,500
2,000m ² 以上5,000m ² 未満のもの	308,000	138,500
5,000m ² 以上10,000m ² 未満のもの	379,500	181,000
10,000m ² 以上25,000m ² 未満のもの	449,000	217,500
25,000m ² 以上のもの	512,000	255,000

(3) 軽微な変更の該当証明

区分	申請手数料	
	基準省令第1条第1項第1号イに定める基準に適合するもの(標準入力法) [円]	基準省令第1条第1項第1号ロに定める基準に適合するもの(モデル建物法) [円]
300m ² 未満のもの	133,500	51,000
300m ² 以上2,000m ² 未満のもの	216,000	85,500
2,000m ² 以上5,000m ² 未満のもの	308,000	138,500
5,000m ² 以上10,000m ² 未満のもの	379,500	181,000
10,000m ² 以上25,000m ² 未満のもの	449,000	217,500
25,000m ² 以上のもの	512,000	255,000